



## 5 洪水予報・警報において、「警戒レベル」の記載を追加

平成31年（令和元年）における内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定及び「徳島県地域防災計画」の修正において、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を5段階の警戒レベル相当情報に区分することとなり、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供することとなったため、記載を追加

## 6 付表、資料の時点修正

### ① 重要水防区域の変更

○重要水防区域の箇所数 364箇所→364箇所(変更なし)  
新堤防が完成して3年経過したため(減)

洗掘により護岸に変状が発生し、応急仮工事が完了したが修繕工事は未施工である箇所があるため(増)

○重要水防区域の延長 364,174m→366,138m(1,964m増)

●水防上最も重要な区間(A区間) 152,578m→149,294m(3,284m減)

国土交通省管理河川(那賀川)における重要水防箇所評定基準(案)の変更に伴う減(368m減)

鳴門市大麻町三俣の樋殿谷川左右岸、重要水防区域をA区間からB区間へ見直したため(1,200m減)

板野町の宮川内谷川左右岸、重要水防区域をA区間からB区間へ見直したため(1,500m減)等

●水防上重要な区間(B区間) 202,892m→210,203m(7,311m増)

国土交通省管理河川(那賀川)における重要水防箇所評定基準(案)の変更及び対策工事の進捗等に伴う増

(4,468m増)  
〔うち、基準の変更により 6,918m増〕  
対策工事の進捗等により 2,450m減〕

鳴門市大麻町三俣の樋殿谷川左右岸、重要水防区域をA区間からB区間へ見直したため(1,200m増)

板野町の宮川内谷川左右岸、重要水防区域をA区間からB区間へ見直したため(1,500m増)等

●要注意区間 8,704m→6,641m(2,063m減)

阿南市辰巳町の派川那賀川左岸、築堤から3年経過したため(121m減)等

### ② 桑野川・派川那賀川氾濫警戒情報の様式の変更

桑野川・派川那賀川氾濫警戒情報を、桑野川と派川那賀川で分けて発表

### ③ その他関係区域の戸数、住民数、水防団員の人数等変更

別紙のとおり時点修正

## 第2節 重要水防区域等設定の基準

### 1 国土交通省管理河川

#### 重要水防箇所評定基準（案）

（徳島河川国道事務所）

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達

最終改正：平成18年10月16日 国河治第97号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所では計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

重要水防箇所評定基準（案）  
（那賀川河川事務所）

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達

最終改正：平成31年2月27日 国水環保第19号平成18年10月16日 国河治第97号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
<del>堤防高</del> <del>(流下能力)</del> 越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
<del>堤防断面</del>	<del>現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。</del>	<del>現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。</del>	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質	

	水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

平成21年12月4日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

付表-5 局別重要水防区域一覧表

②南部総合県民局(阿南)管内 1/4

付図番号	河川名	海岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域				種別	対策
						場所	延長(m)	A(m)	B(m)		
1	那賀川		左	国	阿南市	那賀川町中島	1,890 <del>1,620</del>	32 440 330 200	520 348 (440) (382) (698)	越水堤防高 " " 堤防断面 基盤漏水 漏一水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工
2	"		"	"	"	那賀川町池赤	510 640	270 400	70 170 (70) 240	越水堤体漏水 " 法崩れ 洗堀	— シート張工
3	"		"	"	"	那賀川町大西京原	1,165 905		96 (96) 174 (96) 270 895 635 (270)	堤体漏水 法崩れ 基盤漏水 " 漏一水 洗堀	— 月の輪工 シート張工
4	"		"	"	"	羽ノ浦町古岩庄脇	4,020	100 2,000	1,140 880 (270) (530) (330) 260 (70) 780 (780)	堤体漏水 法崩れ " " 基盤漏水 漏一水 " 越水堤防高 堤防断面 洗堀 橋梁 陸	対策 " 月の輪工 " 積み土のう工 せき板工 シート張工
5	"		"	"	"	羽ノ浦町古大野萱	2,050 720	107 (107) 400	1,470 (140) 140 73	越水堤防高 堤防断面 堤体漏水 基盤漏水 漏一水 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工
6	"		"	"	"	楠根町	1,794	240	544 (31) (508) 1,010 (458)	越水堤防高 " " 堤体漏水 法崩れ 基盤漏水 漏一水 " "	積土のう工 " — 月の輪工 "
7	"		"	"	"	深瀬町	589	中央橋	(589) 589	新堤防 越水堤防高 橋梁	— 積土のう工
8	"		右	"	"	辰巳町	1,060 1,000 152		1,060 1,000 —	洗堀 新堤防	シート張工 —
9	"		"	"	"	住吉町	2,762 1,902		1,142 842 (842) 280 1,340 1,060 (340)	越水堤防高 堤防断面 堤体漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 シート張工

( )は重複距離

関係区域 危険な場合の措置						備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
那賀川町 中島	<del>796</del> 808	<del>2,001</del> 1,902	那賀川1班 <del>21</del> 18	平島小学校 那賀川公民館平島分館 科学センター	260 143 182	
那賀川町 赤池	<del>479</del> 492	<del>1,140</del> 1,144	” <del>(21)</del> (18)	平島小学校 那賀川公民館平島分館	(260) (143)	
大京原 西原	<del>302</del> 296 <del>106</del> 106	<del>636</del> 613 <del>257</del> 250	那賀川3班 <del>17</del> 22	那賀川中学校 那賀川図書館 平島こどもセンター	229 139 162	
古庄 岩脇	<del>611</del> 623 <del>797</del> 794	<del>1,534</del> 1,531 <del>2,182</del> 2,140	羽ノ浦3・4班 <del>36</del> 37	阿南市情報文化センター 羽ノ浦公民館 あすみが丘集会所 岩脇小学校 岩脇こどもセンター	195 207 32 192 160	
古萱 毛原	<del>126</del> 133 <del>11</del> 12	<del>319</del> 320 <del>27</del> 28	羽ノ浦5班 <del>17</del> 14 大野2班 15	阿南市情報文化センター 岩脇小学校 あすみが丘集会所 大野小学校	(195) (192) (32) 310	
楠根町	165	<del>433</del> 402	加茂谷1班 <del>20</del> 23	吉井小学校	252	
深瀬町	<del>45</del> 47	<del>108</del> 103	加茂谷 1, 2班 <del>34</del> 37 <del>(20)</del> (23)	加茂谷総合センター	258	
中島	—	—	富岡4, 5, 6班 <del>64</del> 61	—	—	
住吉町	<del>167</del> 202	<del>398</del> 436	” <del>-(64)-</del> (61)	富岡小学校	550	

( )は重複人数

付表-5 局別重要水防区域一覧表

②南部総合県民局(阿南)管内 2/4

付図番号	河川名	海岸名	左右	区分	市町村別	重要水防区域				種別	水防対策
						延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)		
10	那賀川		右	国	阿南市	柳島町 上中町 下大野町 中大野町	7,145 <del>5,560</del> 840	210 310 1,600	3,605 440 <del>(1,930)</del> 1,730  (1,430) 3,210  <del>(130)</del>	堤体漏水 法崩れ " 基盤漏水 漏一水 " 洗堀 旧川跡 " <del>840</del> <del>(945)</del> "	— 月の輪工 シート張工 — "
11	"		"	"	"	上大野町	485	100	385	法崩れ 基盤漏水 漏一水	— 月の輪工
12	"		"	"	"	吉井町	1,563  1箇所 1箇所	100 吉井種門	1,463 (100)  (650)	越水 堤防高 " 堤体漏水 法崩れ 基盤漏水 漏一水 種門 橋梁	積土のう工 " — 月の輪工 シート張工 捨土のう工
13	"		"	"	"	加茂町	950	950 <del>(950)</del>		越水 堤防高 堤防断面	積土のう工 せき板工
14	派州那賀川		左	国	阿南市	長巳町	  121			堤防高 堤防断面  121 新堤防	積土のう工 せき板工 —
15 14	桑野川		左	"	"	横見町 宝田町	2,181 2,240  1箇所		1,561 120 <del>(200)</del> (80) 500 679 (1,730) <del>(1,551)</del> <del>(800)</del>	越水 堤防高 堤体漏水 法崩れ " 基盤漏水 漏一水 " 堤防断面 橋梁	積土のう工 — 月の輪工 " せき板工
16 15	"		"	"	"	宝田町 長生町	2,919  5箇所		2,919  (140)	越水 堤防高  旧川跡 橋梁	積土のう工 せき板工
17 16	"		"	"	"	長生町	785 675  2箇所		675 110 <del>(110)</del> 津乃峰橋 長生橋	越水 堤防高 洗堀 橋梁	積土のう工 シート張工
18 17	"		"	"	"	長生町 宝田町	455		455	越水 堤防高	積土のう工 せき板工

( )は重複距離



関係区域 危険な場合の措置						備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
柳島町 上中町 下大野町 中大野町	394 393 <del>761</del> 777 533 534 244 245	819 794 <del>1,929</del> 1,921 <del>1,371</del> 1,318 <del>580</del> 563	中野島1,3班 <del>52</del> 50  大野1,3班 51	中野島総合センター 中野島小学校 大野小学校 大野保育所	238 310 (310) 41	
上大野町	157 (11)	<del>465</del> 459 (27)	大野2班 (15)	阿南支援学校	263	
吉井町	<del>188</del> 190	<del>513</del> 494	加茂谷5,6班 <del>53</del> 52	吉井小学校 阿南市クリーンピュア	(252) 163	
加茂町	<del>169</del> 170	<del>425</del> 408	加茂谷6,7班 <del>63</del> 59 <del>(34)</del> (33)	加茂谷中学校 加茂谷総合センター	458 (258)	
辰巳町	=	=	富岡4,5,6班 <del>(64)</del>	=	=	
横見町 宝田町 住吉町	<del>861</del> 877 <del>1,224</del> 1,249 <del>(167)</del> (202)	<del>1,938</del> 1,912 <del>3,031</del> 2,975 <del>(398)</del> (436)	中野島1,2班 <del>53</del> 47 <del>(25)</del> (27) 宝田1班 <del>26</del> 25	横見老人ホーム 横見小学校 横見保育所	14 252 34	
宝田町 長生町	<del>(1,224)</del> (1,249) <del>1,297</del> 1,301	<del>(3,031)</del> (2,975) <del>2,957</del> 2,855	宝田1,2班 <del>54</del> 50 <del>(26)</del> (25)  長生1,2,3, 4,5班 <del>91</del> 92	宝田小学校 長生小学校 阿南第一中学校 宝田公民館 長生公民館 阿南工業高等学校 本庄老人ホーム	310 310 387 212 160 1,070 44	
長生町						
長生町 宝田町						

( )は重複距離

付表-5 局別重要水防区域一覧表

②南部総合県民局(阿南)管内 3/4

付 図 番 号	河 海 湾	川 岸 名 別	左 右 岸	区 分	市町村別	重 要 水 防 区 域				種 別	対 策
						場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)		
19 18	派川那賀川		右	国	阿南市 原ヶ崎町 黒津地町 向原町	302 538 1箇所 1,250 2,136 7箇所	302 538 (538) 原ヶ崎第1種門			越水 堤防高 堤防断面 樋門 1,250 2,136 新堤防 陸 閘 豊益陸閘(第1) 豊益陸閘(第2) 豊益陸閘(第3) 豊益陸閘(第4) 豊益陸閘(第5) 豊益陸閘(第6) 豊益陸閘(第7)	積土のう工 せき板工 捨土のう工
20 19	桑野川		〃	〃	〃	原ヶ崎町	372		372 (372)	越水 堤防高 堤防断面	積土のう工 せき板工
21 20	〃		〃	〃	〃	住吉町 富岡町 宝田町	3,680 3,730		2,570 420 (172) 1,110 690 (1,998) (1,398) 50 (50)	越水 堤防高 堤防断面 樋 堤体漏水 法崩れ 〃 漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 〃 - 〃 月の輪工 シート張工
22 21	〃		〃	〃	〃	長生町	1,374	1,374 (1,374)		越水 堤防高 堤防断面	積土のう工 せき板工
23 22	〃		〃	〃	〃	〃	677		677	越水 堤防高	積土のう工 せき板工
24 23	福井川		左	県	〃	福井町	600	600		堤防高	積土のう工
25 24	〃		〃	〃	〃	〃	100		100 (100)	堤防断面 漏水	〃
26 25	〃		〃	〃	〃	〃	700		700	洪水痕跡	〃
27 26	〃		〃	〃	〃	〃			4箇所	陸 閘	〃
28 27	〃		〃	〃	〃	〃	900	550	300 50 (50)	堤防高 新堤防	〃
29 28	〃		右	〃	〃	〃	700		700	洪水痕跡	〃
30 29	樺地川		左右	〃	〃	〃	353 212	0	183 106 (170) (106)	堤防高 新堤防	積土のう工
31 30	桑野川		左	〃	〃	桑野町			3箇所	陸 閘	〃
32 31	〃		右	〃	〃	新野町	300	300 (300)		堤防高 堤防断面	〃
33 32	〃		〃	〃	〃	〃			4箇所	陸 閘	〃

( )は重複距離

関係区域 危険な場合の措置						備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
原ヶ崎町 黒津地町 向原町	60 65 <del>118</del> 113 226 224	<del>129</del> 131 250 239 503	富岡4, 5班 <del>(47)</del> (45)	富岡小学校 スポーツ総合センター 老人ホーム福寿荘	(550) 1,519 101	
住吉町 富岡町 宝田町 領家町	<del>(167)</del> (202) 1,604 1,616 <del>(1,224)</del> (1,249) 468 467	<del>(398)</del> (436) 3,266 3,203 <del>(3,031)</del> (2,975) 1,214 1,150	宝田1, 2班 <del>(54)</del> (50) 長生1, 2, 3, 4, 5班 <del>(91)</del> (92)	ひまわり会館 富岡公民館 阿南市文化会館 富岡小学校 富岡幼稚園 富岡東中等学校 富岡西高等学校 富岡保育所 商工業振興センター 阿南社会福祉会館	525 236 458 (550) 104 823 722 75 161 110	
長生町	<del>(1,297)</del> (1,301)	<del>(2,957)</del> (2,855)	長生1, 2, 3, 4班 <del>(91)</del> (72)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)	
〃	<del>(1,297)</del> (1,301)	<del>(2,957)</del> (2,855)	長生1, 2, 3, 4, 5班 <del>(91)</del> (92)	〃	(160) (310)	
元西吉 末前谷	20 19 23 31	54 52 54 46 75 69	福井分団 1, 2, 3, 4班 60 59	福井町総合センター 福井小学校	163 310	
湊 土井ヶ崎	<del>51</del> 52 <del>10</del> 11	<del>129</del> 128 30 28	〃 <del>(60)</del> (59) 橘分団 2班 16	〃	(163) (310)	
羽中 長古平	12 10 24 26 2 38 34 0	25 23 56 55 3 80 73 0	〃 <del>(60)</del> (59)	〃	(163) (310)	
大中宮 宮平	17 17 16 11 10 0	36 35 54 52 24 17 0	〃 <del>(60)</del> (59)	福井中学校	488	
大地	37 35	67 65	桑野分団 1～5班 93 100	桑野小学校	252	
重友	31 29	91 84	新野分団 1～7班 111 116	新野公民館 新野小学校	108 310	
馬場	65 60	142 129	〃 <del>(111)</del> (116)	〃	(108) (310)	

( )は重複距離

洪水予報	洪水予報河川において洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して、水位又は流量（国の機関が行う洪水予報については、これに加えて氾濫した後における水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して、当該河川の状況を通知及び周知させるために行う発表（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報）をいう。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、水防警報河川において、洪水、津波又は高潮によって重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に対し、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表（待機・準備・出動・解除）をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣又は都道府県知事が洪水予報河川及び水位周知河川について指定する当該河川が、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、都道府県知事が水位周知海岸について指定する、当該海岸の想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
洪水予報河川	法第10条第2項又は法第11条第1項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川をいう。
水位周知河川 (水位情報周知河川)	法第13条第1項又は第2項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めて、当該河川の水位がこれに達したときにその旨を通知及び周知する河川をいう。
水防警報河川	法第16条第1項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定の上公示した河川で、水防警報を行う河川をいう。
水位周知海岸	法第13条の3の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した海岸で、高潮特別警戒水位を定めて当該海岸の水位がこれに達したときにその旨を通知する海岸をいう。
水防団待機水位 (通報水位)	洪水又は高潮のおそれがある場合において、当該水位を超えるとときに水防管理者又は量水標管理者がその水位の状況を関係者に通報する水位であり、水防警

	<p>報河川において水防警報（水防団の準備）を発表する基準となる水位をいう。</p>
<p>氾濫注意水位 （警戒水位）</p>	<p>水防団待機水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位で、当該水位を超えるとときに量水標管理者がその水位の状況を公表する水位であり、洪水予報河川において氾濫注意情報を発表し、水防警報河川において水防警報（水防団の出動）を発表する基準となる水位をいう。</p>
<p>避難判断水位</p>	<p>氾濫注意水位を超える水位であって市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫警戒情報を発表する基準となる。</p>
<p>氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）</p>	<p>市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫危険情報を発表する基準となる水位をいう。なお、水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p>
<p>洪水特別警戒水位</p>	<p>法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
<p>高潮氾濫危険水位 （高潮特別警戒水位）</p>	<p>市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。水位周知海岸において高潮氾濫危険情報を発表する基準となる水位をいう。なお、法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位に相当する。</p>
<p>高潮特別警戒水位</p>	<p>法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p>
<p>水防体制</p>	<p>水防団の活動について、次の4段階の体制をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 待機 水防団の足留めを行う体制</li> <li>イ 準備 水防資器材の点検、水門等の開閉の準備、水防団の幹部等の出動を行いうる体制</li> <li>ウ 出動 水防団が出動する体制</li> <li>エ 解除 水防活動の終了</li> </ul>

### 第3節 水防の責任と義務

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

#### 1 県の水防責任（法第3条の6）

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 県水防計画の作成（法第7条第1項）
- (2) 水防信号の制定（法第20条第1項）
- (3) 洪水等により危険が切迫した場合における立退きの指示（法第29条）
- (4) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）
- (5) 指定水防管理団体における水防団員の定員の基準の規定（法第35条）
- (6) 洪水予報の実施（法第11条第1項）
- (7) 氾濫警戒情報の通知及び周知（法第13条第2項, 法第13条の3, 法第13条の4）
- (8) 水防警報の実施（法第16条第1項）
- (9) 水防上緊急を要する際の水防管理者等への指示（法第30条）
- (10) 水防に関し必要な報告の聴取（法第47条第2項）
- (11) 水防に関し必要な勧告・助言（法第48条）
- (12) 水防倉庫の設置及び水防資器材の備蓄
- (13) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

#### 2 市町村の水防責任（法第3条）

市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

具体的には、水防法の規定に従い、水防組織を整備し、水防施設、器具、資材等を整備するなど、水防に関するあらゆる準備行為に加え、具体的な水防活動等水防全般に関し、その責任を有する。

#### 3 地元住民の水防義務（法第24条）

水防管理者、水防団長等は、水防のためにやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

### 第4節 津波における留意事項

津波は、発地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 第6節 水防警報・氾濫警戒情報等（徳島県知事）

水防法第16条第1項の規定により知事が指定した河川（水防警報河川）及び同法第13条第2項の規定により知事が指定した河川（水位周知河川）並びに同法13条の3により知事が指定した海岸（水位周知海岸）について、次の計画に基づき水防警報並びに水位情報の通知及び周知を実施する。

### 1 実施区域及び担当官署（水防警報河川，水位周知河川）

河川名	実施区域	担当官署
宮川内谷川	板野郡上板町引野字釈迦池（宮川内谷橋）から旧吉野川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (吉野川) (徳島)
飯尾川	吉野川市鴨島町敷地（鳥正橋）から鮎喰川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (徳島) (吉野川)
新池川	鳴門市撫養町木津（中山谷川合流点）から撫養川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (徳島)
川田川	吉野川市山川町久宗（高越大橋）から吉野川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (吉野川)
江川	吉野川市鴨島町喜来甲（清美橋）から吉野川合流点まで	
ほたる川	吉野川市山川町前川（新湯立橋）から吉野川合流点まで	
鮎喰川	徳島市一宮町西丁地先から吉野川合流点まで	東 部 県 土 整 備 局 (徳島)
園瀬川	徳島市上八万町西地（西地橋）から新町川合流点まで	南 部 総 合 県 民 局 (阿南)
勝浦川 ※水防警報のみ実施	勝浦郡勝浦町三溪（横瀬橋）から河口まで	
桑野川	阿南市新野町安行（安行橋）から国管理区間境界まで	
福井川	阿南市福井町実用（羽広橋）から河口まで	南 部 総 合 県 民 局 (那賀)
那賀川 (県管理区間)	那賀郡那賀町百合字石橋（細渕橋）から市町境まで	
日和佐川	海部郡美波町西河内字庄瀬（庄瀬堰）から河口まで	南 部 総 合 県 民 局 (美波)
海部川	海部郡海陽町吉野字十王堂（吉野橋）から河口まで	
貞光川	美馬郡つるぎ町貞光字別所（木綿麻橋）から吉野川合流点まで	西 部 総 合 県 民 局 (美馬)
宍喰川	海部郡海陽町尾崎（坂瀬川合流点）から河口まで	南 部 総 合 県 民 局 (美波)

実施区域及び担当官署（水位周知海岸）

海岸名	実施区域	担当官署
讃岐阿波沿岸	沿岸方向：鳴門市 香川県境 （徳島県鳴門市北灘町碁浦地先） から 鳴門市 孫崎 （徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先） まで	東部県土整備局 （鳴門駐在）
紀伊水道西沿岸	沿岸方向：鳴門市 孫崎 （徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先） から 松茂町・徳島市境界 まで	東部県土整備局 （鳴門駐在）
	沿岸方向：松茂町・徳島市境界 から 小松島市・阿南市境界 まで	東部県土整備局 （徳島）
	沿岸方向：小松島市・阿南市境界 から 阿南市 蒲生田岬 （徳島県阿南市椿町蒲生田地先） まで	南部総合局 （阿南）
海部灘沿岸	沿岸方向：阿南市 蒲生田岬 （徳島県阿南市椿町蒲生田地先） から 阿南市・美波町境界 まで	南部総合局 （阿南）
	沿岸方向：阿南市・美波町境界 から 海陽町 高知県境 （徳島県海部郡海陽町穴喰浦字金目地先） まで	南部総合局 （美波）



## 水位の種類及び対象水防管理団体（海岸）

海岸名	基準水位観測所 (港湾・漁港名等)	設備箇所	高潮氾濫水位 危険水位 (T.P.+m)	対象水防管理団体名
			レベル4	
讃岐阿波沿岸	折野港	徳島県鳴門市北灘町折野	1.9	鳴門市
紀伊水道西沿岸	徳島小松島港	徳島県小松島市小松島町外開地先	1.8	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 松茂町 北島町 藍住町
海部灘沿岸	由岐漁港	徳島県海部郡美波町西由岐字西地先	1.8	阿南市 牟岐町 美波町 海陽町

### 3 水防警報

#### (1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

#### (2) 洪水・高潮時の水防警報の種類及び内容

種類	内容
待機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報 (適宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発表してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

(4) 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

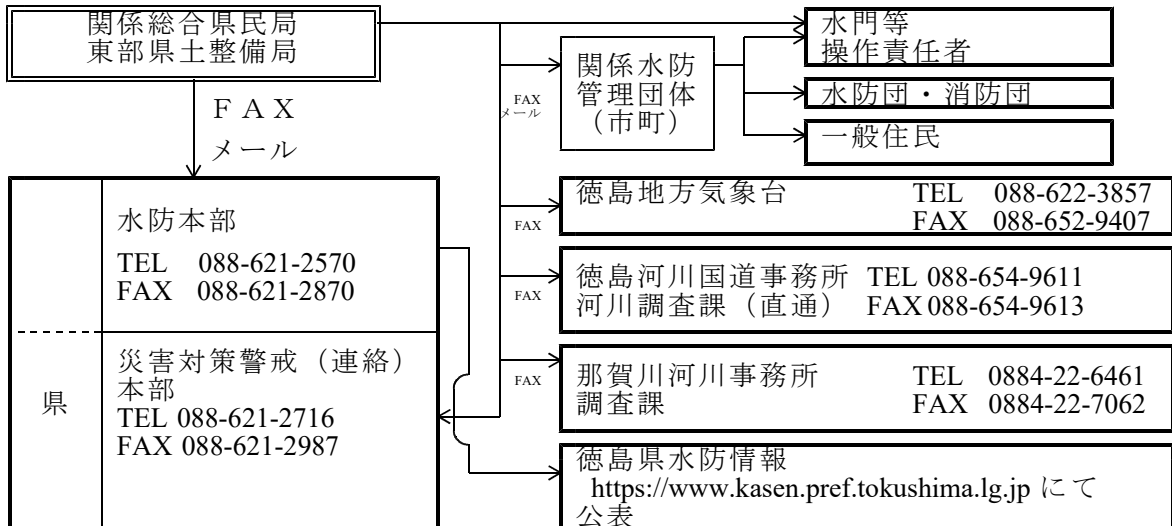
種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除されたとき、または津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき

- ※気象庁から発表される津波警報等が活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。
- ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。
- ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。
- ※次の内容について、事前に定めておくこと。
  - ・安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
  - ・水防団員の安否確認方法（連絡体制）
  - ・水防活動内容の精査・重点化
  - ・水防団員の避難手段や退避経路の確認

(5) 発表様式

付表-8 (12) 又は (13) ~~又は (11) 又は (12)~~ の用紙による。

(6) 連絡系統



4 氾濫警戒情報及び氾濫危険情報

(1) 実施の基準

(i) 氾濫警戒情報 (水位周知河川)

対象水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。

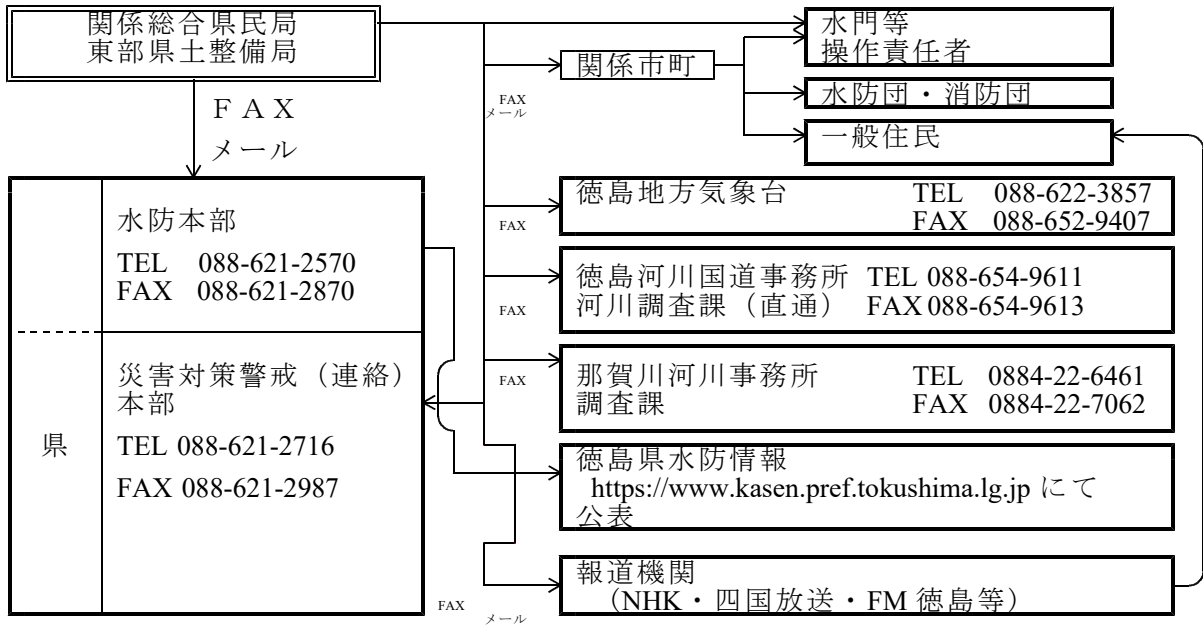
(ii) 氾濫危険情報及び高潮氾濫危険情報 (水位周知河川, 水位周知海岸)

対象水位観測所の水位が、氾濫危険水位, 高潮氾濫危険水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。

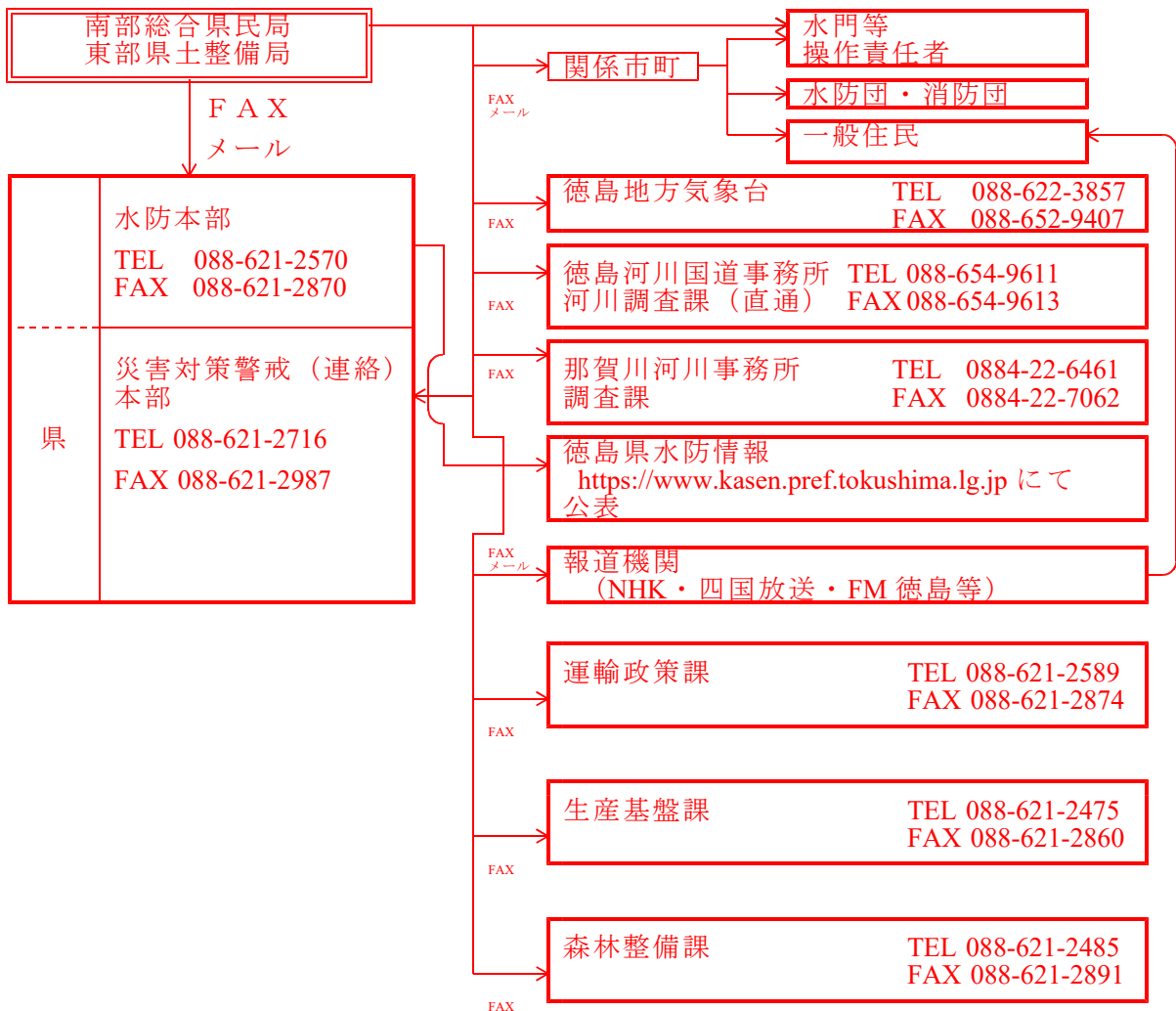
(2) 発表様式

付表-8 (6), 付表-8 (7) の用紙による。

(3) 連絡系統 (水防警報河川, 水位周知河川)



(4) 連絡系統 (水位周知海岸)



( )沿岸	(上昇中・下降中) 高潮氾濫危険情報
-------	-----------------------

令和 年 月 日  
徳 島 県  
南部総合県民局( )  
東部県土整備局( )

【主文】

( )沿岸、( )時( )分に、( )観測所で、

○上昇中

【警戒レベル4相当情報[高潮]】高潮氾濫危険水位 ( )mに達しました。

堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。屋内の上階や近隣の高い建物など、安全な場所に避難する等、適切な防災行動をとって下さい。

( )観測所では、( )時( )分～( )時( )分の1時間に、  
約( )m水位が上昇、今後とも水位の上昇が見込まれます。

○下降中

【警戒レベル4相当情報[高潮]】高潮氾濫危険水位 ( )mを下回りました。

( )観測所では、水位は下降する見込みですが、引き続き十分な注意をしてください。

《参考》( )沿岸 ( )観測所  
(対象区域は ( )～( ))

レベル4 高潮氾濫危険水位 ( )m

問い合わせ先  
徳島県南部総合県民局( )  
東部県土整備局( )  
TEL : — —


\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_ 7.0

• \_\_\_\_\_ 6.0

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_









